



文化財防災センター

令和6年能登半島地震被災文化財等救援事業（文化財レスキュー事業）

文化財の廃棄・散逸を防止するため、主に国指定等以外の文化財（動産文化財）を対象として、緊急に保全措置を必要とする動産文化財及び美術品を対象に、救出、応急措置し、博物館等において一時保管を実施

